

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 6 日

佐渡市長 渡辺 竜五



- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ひらせいホームセンター佐渡店
所在地 佐渡市泉字小又 1041 番地 外
設置者 株式会社ひらせいホームセンター
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,486 m²
(変更後) 5,256 m²
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 232 台
(変更後) 181 台【別途臨時用 76 台】
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 45 台
(変更後) 10 台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 44.7 m²
(変更後) 68.7 m²
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 34.8 m²
(変更後) 37.05 m²
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 30 分～午後 9 時 00 分
(変更後) 午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分

- ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 3箇所
 - (変更後) 4箇所
- ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (変更前) 午前6時00分～午後9時00分
 - (変更後) 午前6時00分～午後9時00分(施設2の追加)
- 3 変更する年月日
 - 令和7年10月29日
- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ① 法人代表者氏名
 - (変更前) 代表取締役 清水 泰明
 - (変更後) 代表取締役 清水 泰成
- 5 変更する理由
 - 隣接敷地内に建物を増床するとともに、施設の配置及び運営方法に変更が生じるため。
- 6 届出年月日
 - 令和7年2月28日
- 7 縦覧場所
 - 佐渡市地域振興部地域産業振興課
- 8 縦覧期間
 - 令和7年3月6日から令和7年7月5日
- 9 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
 - 佐渡市地域振興部地域産業振興課産業振興係
 - 電話 0259-67-7863
 - 電子メール sangyo@city.sado.niigata.jp